

感予発0116第1号
令和8年1月16日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
(公 印 省 略)

令和8年度定期接種に関する接種費用について
(組換えRSウイルスワクチン(妊婦に接種するもの)、高用量インフルエンザHAワクチン及び沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)

平素より予防接種施策に御高配を賜り、御礼申し上げます。

標記、令和8年度定期接種に関する接種費用(組換えRSウイルスワクチン(妊婦に接種するもの。以下「RS母子免疫ワクチン」という。)、高用量インフルエンザHAワクチン及び沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)について、希望小売価格や診療報酬上の考え方等を踏まえ、下記のとおり見込んでおりますので通知いたします。

貴職におかれましては、これを十分御了知の上、貴管内の市町村、関係機関等に周知を図るとともに、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による予防接種の実施について遺漏なきようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 接種費用について

(定期接種に関する接種費用(接種1回当たりの費用・税込))

	接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. RS母子免疫ワクチン	30,090円	26,290円	3,800円
2. 高用量インフルエンザHAワクチン	9,520円	5,720円	3,800円
3. 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	11,720円	7,920円	3,800円

2. 自己負担額等について

R S 母子免疫ワクチン、高用量インフルエンザHAワクチン及び沈降 20 億肺炎球菌結合型ワクチンの令和 8 年度の定期接種における接種費用について、1. のとおり積算しており、予防接種法上、経済的理由により費用を負担することができない場合は実費を徴収することができないという規定等を踏まえ、A 類疾病は総接種費用の 9 割、B 類疾病は総接種費用の 3 割について普通交付税措置が講じられる見込みである(※)。

貴職におかれでは、B 類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、本接種費用を参考にして、医療機関との契約や低所得者以外の方の自己負担額に係る検討等を進めていただきたい。

※ R S ウィルス感染症は予防接種法の A 類疾病とする方針。インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症は B 類疾病。